

Q6

水俣病から学ぶことは何だろう？

A6

①人の命・健康や環境を大切にする

水俣病が発生した頃は、多くの工場では利益を増やすことが優先され、人々の健康や環境を守ることは後回しにされがちでした。その結果、水俣病をはじめ、多くの公害が日本各地で発生しました。私たちは、人の命・健康や環境を何よりも大切に考えなければなりません。



②公害は起こる前に防ぐ



公害がいったん起こると、それによって失われた人の命や健康は取り戻せません。しかも、破壊された環境をもとどおりにすることは、大変困難なことです。

私たちは、公害を絶対に起こしてはいけません。そのためには、何よりも公害を起こさないよう日頃から注意しておくことが大切です。



③公害が発生した時は、被害が広がらないようにする

水俣病は、原因がすぐにははっきりしなかったこともあり、多くの水俣病患者が発生しました。

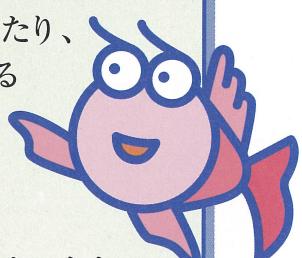
私たちは、健康被害や環境汚染などの公害が発生した時は、原因を早く見つけることはもちろん、被害が広がらないよう努めなければなりません。

④一人ひとりが環境を守る努力をする

水俣病は、工場排水と一緒にメチル水銀が水俣湾へ流されたことにより発生したのですが、私たちも毎日の生活で、気がつかないうちに環境を汚し、環境破壊の原因を作っているかもしれません。



私たちは、一人ひとりが海や川などにゴミを捨てたり、汚れた水を流したりしないようにして、環境を守る必要があります。



⑤正しい知識を持ち、差別や偏見をなくす

水俣病がどのような病気なのか人々に正しく理解されなかつたために、被害者や家族は差別・偏見を受け、大変つらい思いをしました。



私たちは、水俣病に限らず何事においても、正しい知識を持つとともに、被害を受けた方の立場に立って考えることが大切です。

ねんぴょう 水俣病に関する年表

昭和31年 (1956)	チッソ附属病院より水俣保健所に 奇病発生の報告(5月1日水俣病公式確認日)	平成14年 (2002)	熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる 「こどもエコセミナー」開始
昭和34年 (1959)	熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないか」と発表	平成16年 (2004)	最高裁判所において、水俣病の被害拡大を 防ぐことができなかつたことについて、国と 熊本県の責任が確定
昭和40年 (1965)	新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生	平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ●環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策について」を発表 ●住民がチッソ、国及び県を相手に国家賠償等請求訴訟(ノーモア・ミナマタ国賠訴訟)を提起
昭和43年 (1968)	<ul style="list-style-type: none"> ●チッソがアセトアルデヒドの製造を中止 ●政府、「水俣病の原因はチッソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表 	平成21年 (2009)	水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立(7月8日)
昭和44年 (1969)	<ul style="list-style-type: none"> ●患者・家族がチッソを相手に損害賠償請求訴訟を提起 ●公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 	平成22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーモア・ミナマタ国賠訴訟において和解へ基本合意 熊本地裁(3月) ●政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定(4月16日) ●熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始(5月1日~)
昭和48年 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> ●患者団体とチッソとの間で補償協定締結 ●公害健康被害補償法公布 	平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーモア・ミナマタ国賠訴訟のほか2件の国賠訴訟の和解が成立(3月) ●患者3団体がチッソと紛争終結の協定を締結(3月)
昭和49年 (1974)	水俣湾に仕切網を設置	平成24年 (2012)	水俣病被害者の救済申請期限(7月31日)までに約4万3千人(熊本県)が申請
昭和52年 (1977)	水俣湾を埋め立てる工事開始(平成2年に終了)	平成25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ●最高裁判所において、認定に際しては総合的な検討が重要であるとの判断が示される。(4月) ●住民が、チッソ、国及び県を相手に国家賠償等請求訴訟(ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟)を提訴(6月、9月、12月)
平成4年 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本県・鹿児島県が、水俣病総合対策医療事業開始 ●水俣市が、水俣病犠牲者慰靈式を開催(その後も毎年実施) 	平成26年 (2014)	水俣病被害者救済特別措置法によって、約19,000人が一時金と医療費、約18,000人が医療費を受給することとなる(熊本県)
平成5年 (1993)	水俣市立水俣病資料館・熊本県環境センター開館		
平成7年 (1995)	患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ		
平成9年 (1997)	県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去		
平成10年 (1998)	水俣市総合もやい直しセンター開館		



**水俣病について学習してみて感じたこと、
思ったことを自由に書いてみよう!**



熊本県環境生活部水俣病保健課

〒862-8570 熊本中央区水前寺 6-18-1 TEL.096-333-2304 FAX.096-382-3296
熊本県ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/>

発行者: 熊本県
所 属: 水俣病保健課
発行年度: 平成26年度

R 100 この印刷物は古紙100%の再生紙を使用しております。